

保険・年金 フォーカス

欧州保険会社が 2019 年の SFCR (ソルベンシー財務状況報告書) を公表 (1) — 全体的な状況報告 —

常務取締役 保険研究部 研究理事
ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一
TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

欧州の保険会社各社が 4 月から 6 月にかけて、単体及びグループベースの SFCR (Solvency and Financial Condition Report : ソルベンシー財務状況報告書) を公表している。これは、2016 年にソルベンシー II 制度が導入されて以来、4 回目となる対外公表されるソルベンシーと財務状況に関する詳細な報告書となっている。

これらの報告書については、これまでの 4 年間も保険年金フォーカス等で報告してきた。例えば 2018 年の SFCR については、保険年金フォーカス「[欧州保険会社が 2018 年の SFCR \(ソルベンシー財務状況報告書\) を公表\(1\)~\(4\)](#)」(2019.7.1~2019.7.22) 及び基礎研レポート「[欧州保険会社の内部モデルの適用状況 \(標準式との差異\) —2018 年の SFCR \(ソルベンシー財務状況報告書\) からのリスクカテゴリ毎の差異説明の報告—](#)」(2019.7.29) (以下、「以前のレポート」と呼ぶ) で報告した。

各社が公表した 2019 年の SFCR については、まずは、保険年金フォーカス「[新型コロナウイルスの感染拡大が保険会社に与える影響\(3\)](#)」(2020.6.15) において、新型コロナウイルス (COVID-19) の感染拡大が保険会社に与える影響についての SFCR における記述内容に絞って紹介した。

今後複数回のレポートで、それ以外の SFCR の概要について報告していくが、まずは、今回のレポートでは、SFCR の全体的な状況について報告する。次回以降のレポートで、欧州大手保険グループの SFCR から一部の項目 (長期保証措置と移行措置の適用による影響、内部モデルと標準式の差異等) を抜粋して報告する。

2—SFCR (ソルベンシー財務状況報告書) とは

1 | SFCR とは

SFCR は、ソルベンシー II 制度の下で、パブリック・ディスクロージャー資料として、一般に公開される資料であり、まさに、ソルベンシーと財務状況についての詳細な内容をまとめた報告書である。

2 | SFCR の内容

SFCR の内容や構造については、ソルベンシー II 指令 2009/138/EC の第 51 条～第 56 条、委任規則 (EU) 2015/35 の第 290 条～第 298 条等に規定されている。

これによれば、SFCR の項目は、以下の通りとなっており、

- A. ビジネスとパフォーマンス、
- B. ガバナンス制度、
- C. リスクプロファイル
- D. ソルベンシー目的のための評価、
- E. 資本管理

に関する記述が求められる。

SFCR では、これらの項目に関する定性的かつ定量的な情報が記載される。また、記載内容については、①年度末の状況と前期間と比較しての重要な変化の分析、②評価についてはソルベンシー II ベース、いくつかの要素については財務諸表ベース、③資産、技術的準備金やその他の負債の価額に関する重要な差異の説明、等が含まれている。なお、構造や最低限の内容以外の説明部分についてはフリーフォーマットとなっている。

A. 事業と実績

- A.1 事業
- A.2 引受業績
- A.3 投資実績
- A.4 その他の活動の実績
- A.5 その他の情報

B. ガバナンス態勢

- B.1 ガバナンス態勢に関する一般的な情報
- B.2 適合・適切要件
- B.3 リスクとソルベンシーの自己評価 (ORSA) を含むリスク管理態勢
- B.4 内部統制体制
- B.5 内部監査機能
- B.6 保険数理機能
- B.7 アウトソーシング
- B.8 その他の情報

C. リスクプロファイル

- C.1 引受リスク
- C.2 市場リスク
- C.3 信用リスク
- C.4 流動性リスク
- C.5 オペレーショナルリスク
- C.6 その他の重要なリスク
- C.7 その他の情報

D. ソルベンシー目的のための評価

- D.1 資産

D.2 技術的準備金

D.3 その他の負債

D.4 評価のための代替的手法

D.5 その他の情報

E. 資本管理

E.1 自己資本

E.2 ソルベンシー資本要件 (SCR) 及び最低資本要件 (MCR)

E.3 ソルベンシー資本要件 (SCR) 計算におけるデュレーションベースの株式リスクサブモジュール (DBER) の使用

E.4 標準式と使用された内部モデルとの差異

E.5 最低資本要件 (MCR) の不遵守とソルベンシー資本要件 (SCR) の不遵守

E.6 その他の情報

こうした SFCR の内容に関して、監督当局が (再)保険会社に期待することのさらなる詳細については、EIOPA がガイドライン¹を公表している。

また、SFSCR とともに公表される「ソルベンシー II 年次定量的報告テンプレート (Solvency II annual quantitative reporting templates : QRTs)」については、EIOPA が ITS (Implementing Technical Standards) で規定しているが、以下の項目に関する情報を特定するものとなっている。

S.02.01.02 貸借対照表

S.05.01.02 事業毎の保険料、保険金請求及び事業費

S.05.02.01 国毎の保険料、保険金請求及び事業費

S.22.01.22 長期保証措置及び移行措置の影響

S.23.01.22 自己資本

S.25.02.22 ソルベンシー資本要件

S.32.01.22 グループの範囲にある会社

なお、SFSCR においては、これらの内容に加えて、各社毎に異なっているが、
独立監査人報告書
取締役の責任の声明
等が附属資料として添付されている。

3 | SFSCR の開示

EU 指令対象の(再)保険会社は、毎年、SFSCR (単体の SFSCR 及びグループ SFSCR (グループレベル又はシングル SFSCR)) を開示しなければならない。SFSCR は AMSB

¹ 「報告と公衆開示に関するガイドライン」(EIOPA-BoS-15/109EN) (このガイドラインは、SFSCR だけでなく、RSR (Regular Supervisory Report : 定期監督報告) についても含まれている)
https://eiopa.europa.eu/GuidelinesSII/EIOPA_EN_Public_Disclosure_GL.pdf#search=%27solvency+%E2%85%A1+SFSCR%27

(administrative, management or supervisory body)による承認が必要で、承認後に公表できる。
なお、比例原則が適用される。

単体の SFCR については、欧州経済地域 (EEA) に本拠を置く会社について求められる。

一定の状況下では特定の情報を開示しないことも認められる。他の法的ないしは規制要件に基づいて行われた公衆開示を利用することも認められる。さらには、追加的にボランティア・ベースでソルベンシーと財務状況に関する情報や説明を開示することもできる。開示された情報に大きな影響を与える重要な進展が見られた場合には情報の更新を行う必要がある。

4 | SFCR の開示スケジュール

ソルベンシー II において求められる SFCR 等の報告書の監督当局等への提出・開示スケジュールについては、報告書の作成に大変な労力と時間を要することから、準備期間を考慮して、数年かけて段階的に本来の期限へと早期化が図られてきている。

具体的には、SFSCR について、単体ベースでは 2016 年の 20 週間以内から、2019 年の 14 週間以内へ、グループベースでは 2016 年の 26 週間以内から、2019 年の 20 週間以内へと短縮されていくことになる。SFSCR については、パブリック・ディスクロージャー資料として、一般に公開される報告となっている。

より具体的には、2016 年決算の場合、単体が 2017 年 5 月 20 日、グループが 2017 年 7 月 1 日、2017 年決算の場合、単体が 2018 年 5 月 6 日、グループが 2018 年 6 月 17 日、2018 年決算の場合、単体が 2019 年 4 月 22 日、グループが 6 月 3 日となっており、毎年 2 週間ずつ早期化されてきた。この結果として、2019 年の SFSCR については、単体が 2020 年 4 月 8 日、グループが 2020 年 5 月 20 日と、本来のスケジュールに基づいた公表が行われていくこととなっていた。

ところが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、保険年金フォーカス「[新型コロナウイルスの感染拡大を受けての監督報告と公衆開示の締切りに関する EIOPA の対応—四半期報告や SFSCR 等—](#)」(2020.5.7) で報告したように、一部の資料を除いて、単体及びグループの SFSCR の提出について 8 週間の延期が認められることとなった。

3—2019 年の SFSCR の全体的な状況

2—2 | で述べたように、SFSCR の記載項目等は法令等で規定されているが、さらに EIOPA は監督当局が期待するものについてのガイドラインを公表している。ただし、SFSCR の詳細な内容については各社の裁量に委ねられた形になっており、実際の SFSCR の記載内容等も各社各様となっている。

この章では、2019 年の SFSCR の全体的な状況について、過去の SFSCR との比較を含めて、主として欧州大手保険グループ 5 社 (AXA、Allianz、Generali、Aviva、Aegon) の SFSCR に基づいて、報告する。

1 | 公表時期 (単体及びグループの SFSCR)

2—4 | で述べたような新型コロナウイルスの感染拡大を受けての SFSCR の提出期限等の延期にも関わらず、欧州大手保険グループについては、当初の提出期限等に従った提出や開示が行われてきている。これ

までの3年間の経験を踏まえたものとはいえ、今回は新型コロナウイルスの感染拡大による影響等に関しての新たな記述や報告等も求められていた中であって、迅速な対応が行われてきている。

欧州大手保険グループにおいては、例えば、AXAが5月14日、Aegonは5月19日に公表している。

欧州大手保険グループ5社のグループSFSCR(2019年)

	AXA	Allianz	Generali	Aviva	Aegon
ボリューム(本体ページ数)	60	110	99	76	123
ボリューム(附属ページ数)	3	3	30	22	10
ボリューム(QTRs)	EXCEL	103	16	32	29
SFSCRの言語	仏語、英語	独語、英語	伊語、英語	英語	英語
QTRsの取扱	別途資料	附属資料	附属資料	附属資料	別途資料
監査報告書の添付	○	×	○	○	×

(※)ボリュームは英語版のケース、ページ数はあくまでも概算の参考数値

2 | ボリューム (ページ数)

SFSCRのボリューム(ページ数)については、附属資料等を除いた本体部分だけで、欧州大手保険グループ5社のグループSFSCRだけをみても、60ページから120ページとかなり幅のあるものとなっている。その他の会社では20ページに満たない会社もある。もちろん各社の会社構造等の違いもあることから、外形的なボリュームだけに基づいて、SFSCRの内容の評価はできない。さらには各ページにおける記述密度も会社によって異なっている。従って、ページ数よりも記載内容がより重要であることは言うまでもない。

なお、過去のSFSCRとの本体ページ数の比較では、2016年から2017年にかけては、会社によっては大きな変化があったが、2017年以降は各社ともあまり大きくは変わっておらず、その意味では各社における記載内容等の様式が定着してきている。

3 | 使用言語

グループSFSCRで使用される言語については、委任規則(EU)2015/35の第360条に規定されている。

これによると、その第1項で「保険及び再保険会社、保険持株会社又は複合金融持株会社は、グループSFSCRをグループ監督当局が定めた言語で開示するものとする。」と規定されている。ただし、第2項において「監督カレッジが複数の加盟国の監督当局から構成されている場合、グループの監督当局は、関連する監督当局及び当該グループと協議した後、保険及び再保険会社、保険持株会社又は複合金融持株会社に対して、監督カレッジでの合意により、第1項に言及された報告書を、関係する他の監督当局によって最も一般的に理解される別の言語で開示することを要求できる。」としている。さらに、第3項において、「保険及び再保険会社、保険持株会社又は複合金融持株会社の保険及び再保険子会社のいずれかが、その公用語が第1項及び第2項の適用によってSFSCRを開示している言語と異なっている加盟国に本店を有する場合、保険及び再保険会社、保険持株会社又は複合金融持株会社は、当該報告書の要約を当該加盟国の公用語に翻訳しなければならない。」と規定されている。

この規定に基づいて、例えば、欧州大手保険グループ5社は、そのグループSFSCRについて、基本的には自国語版や英語版を作成している。さらに、AXA、Allianz、Generali等は、グループSFSCRの要約について、保険子会社が存在する加盟国の公用語に翻訳したバージョンを公表している。なお、

5社以外の会社でも、英語版を平行して作成したり、当初は自国語版のみを公表して、後ほど英語版を Web サイトで公表している会社もある。

一方で、単体の SFCR については、基本的には当該単体の管轄地域の言語だけの対応となっている。ただし、欧州大手保険グループ 5 社については、一部の主要単体会社や主要国でない場合等についても、英語で作成しているケースもある。

具体的な各社の状況として、例えば以下の通りとなっている。

Allianz はグループの Web サイトで、グループの構成会社のうちの 13 の単体の SFCR を公表しているが、そのうちの 2 社 (Allianz Insurance plc (英国) と Euler Herms (ベルギー)) のみが英語版となっている。英語圏以外では、ベルギーの子会社が自国以外の言語の英語で作成していることになり、その他は子会社の監督当局の本拠地の国の言語のみで作成されている。従って、主要な単体保険会社である Allianz SE についてもドイツ語版のみとなっている。また、要約版については、英語・ドイツ語圏以外で、子会社が本店を置く EU 加盟 13 カ国の公用語で作成しているが、それぞれ 1 ページ程度の内容である。

Generali は Web サイトで 17 の単体の SFCR を公表している。2016 年においては、Ceská pojišťovna A.S. (チェコ) が英語で作成されていたが、2017 年以降は当該会社を含めて、管轄地域の言語でのみ作成されている。また、単体の親会社の Assicurazioni Generali S.p.A. について、2018 年まではイタリア語版だけでなく、英語版も作成していたが、2019 年はイタリア語版のみとなっている。また、要約版については、英語とイタリア語以外では、子会社が本店を置く EU 加盟 13 カ国の公用語で作成しているが、Allianz とは異なり、それぞれ 6 ページ程度の紙面を費やしている。

AXA の場合、要約版について、英語・フランス語圏以外で、子会社が本店を置く全ての EU 加盟 8 カ国の公用語で作成しているが、それぞれ 1 ページの内容である。

グループ会社において、その構成会社である全ての単体の SFCR が当該単体の管轄地域の言語で作成されているというわけでもないが、当該市場において一定の市場シェアを有する会社の場合には、当該監督当局から、当該国の言語で作成することを要請されることになっており、こうした傾向が反映されている。

4 | QRTs の取扱

ソルベンシー II 年次定量的報告テンプレート (年次 QRTs) の報告については、SFCR の附属資料としている会社と別途資料としている会社がある。

年次 QRTs は、SFCR に提示された情報を補完し、2—2 | で述べたように、国別や事業別の貸借対照表項目、保険料、保険金請求及び事業費、技術的準備金、自己資本及びソルベンシー資本要件の金額、長期保証措置と移行措置の適用による影響等を明らかにしている表で構成されている。

5 | 独立監査人による監査報告書

SFCR については、監査を強制されているわけではない。ただし、EIOPA は監査を推奨し、いくつかの国の監督当局は監査の必要性を強く主張している。

こうした状況下で、今回の SFCR での欧州大手保険グループ 5 社の対応は分かれている。具体的には、AXA、Generali、Aviva については、独立監査人による監査報告書 (例えば、Generali は EY

による6ページの監査報告書)をSFCRの附属資料として添付しているが、AllianzとAegonのSFCRには添付されておらず、AegonはSFCRの内容については、監査対象外である旨の記載を行っている。こうした状況は前年度までと同様である。

独立監査人による監査を、品質管理の一環として利用するとのスタンスを有している会社もあれば、重要かつ堅実な社内レビューを通じてチェックを行っているとのスタンスの会社もある。

監査を行う場合、監査が困難又は不可能な技術的な手法等の使用が制約を受けるとともに、説明のために内部情報の開示の必要性が高まることになる。

6 | その他

SFCRは、その趣旨からして、できる限り保険契約者や投資家等が理解できるものを提供していくことが求められている。こうした観点から、多くの会社が、用語集を付け加えて、複雑な専門用語の説明を行っている。さらには、テキストや図表を積極的に使用して、読者にわかりやすいものを目指している会社もある。ただし、補足的な情報や解説については、限定的で、基本的な要件だけを満たしている会社が多い。

4—2020年のソルベンシーIIレビューにおけるSFCR改正の動き

さて、こうしたSFCRに対しては、各国の保険監督当局や保険業界団体等の利害関係者から様々な意見が述べられていることについては、以前のレポートで報告した。

EIOPA(欧州保険年金監督局)は、現在2020年のソルベンシーIIレビューの検討を進めているが、2019年7月12日には、監督上の報告及び公衆開示に関するCP(コンサルテーション・ペーパー)を公表²している。この中で、SFCRの見直しについても、これまでの利害関係者等からの意見を踏まえて、いくつかの提案を行っている。その概要については、保険年金フォーカス「[EIOPAが監督上の報告と公衆開示の比例性向上に関するCPを公表—2020年のソルベンシーII改革に向けた動き—](#)」(2019.8.26)で報告した。

これによれば、SFCRについては、カバーノートで以下のような提案がなされていた。

6.ソルベンシー財務状況報告書

51.公衆開示要件に関して、目的適合分析は、専門家と非専門家の読者の異なるレベルの専門知識を考慮して、会社が様々な利害関係者の情報ニーズに合わせて公開しなければならない情報を調整する必要性を特定した。保険契約者に関心を持たせるために、情報の範囲は短く、読みやすく、しかしソルベンシーIIの関連分野に対処している必要がある。一方、SFCRのプロの読者は、一部の領域で現在提供されている情報よりも少ない情報を必要とし、他の領域でより詳細で構造化され調和した情報を必要とし、より厳しいテキストに対処できる。

² News: <https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-consults-on-increased-proportionality-of-supervisory-reporting-and-public-disclosure.aspx>

CP(カバーノート): https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-BoS-19-304_Cover%20Note_2020%20Review%20Reporting_Disclosure.pdf

- 52.このレビューでは、SFCR のアクセシビリティとユーザビリティも改善の恩恵を受ける可能性があることがわかった。
53. EIOPA は、保険契約者向けの情報を含む短いセクションを SFCR に含めることを提案している。SFCR の 2 番目のセクションは、現在の形式に従い、プロの読者のみを対象とする必要がある。
- 54.プロの読者の情報ニーズとの整合性を高めるために、SFCR に現在必要な情報の一部、例えばガバナンスのシステムに関する詳細情報は、RSR (Regular Supervisory Reporting : 定期監督報告) に移動できる。これは、RSR が現在 SFCR と同じ情報を含むが、より詳細な RSR との重複の解消に貢献する。
- 55.ただし、プロの読者は、開示された情報に重要なギャップがあることも確認した。これは、関連する完全な定量的情報を含めることを意味する。これには、追加の QRT 及び SCR 感応度に関するナラティブ情報及び年間の自己資本変動が含まれる。比較可能性を改善するには、可能な限りグラフや表などのより構造化された形式を使用する必要がある。
56. EIOPA 提案には、一般向けの全ての SFCR への集中アクセスを提供するために、中央リポジトリを確立する計画とともに、SFCR のテキストと QRT が機械可読で処理可能である必要がある。この提案の技術的な詳細は、今年の後半に行われる協議の第 2 波で公に相談される。
- 57.提案は、更新ではなく公開された SFCR の修正がいつ必要であり、そのような正誤表がどのような形をとるべきかに関する規制をさらに求めている。

この提案に対する意見は 2019 年 10 月 18 日に締め切られた。

なお、2020 年のソルベンシー II レビューに向けての検討の中で「報告と開示」については、2019 年 10 月 15 日の「ソルベンシー II の 2020 年レビューにおける技術的助言に関するコンサルテーション・ペーパー」³の中でも、「定期監督報告 (RSR)」と「グループの報告及び開示」の問題が取り上げられていた。さらには、2020 年 2 月 5 日には「ソルベンシー II 監督報告及び公開開示に関するパッケージの技術的実施措置のレビューに関するコンサルテーション・ペーパー」⁴の中でも技術的な課題が取り上げられていた。それぞれの CP に対する利害関係者からのフィードバックの期限は、前者が 2020 年 1 月 15 日、後者が 2020 年 6 月 1 日（元々は 2020 年 4 月 20 日だったものを新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、延期）となっていた。

欧州の保険業界団体である Insurance Europe (保険ヨーロッパ) は前者の CP に関連して、欧州委員会に意見提出を行ったが、さらには、欧州保険会社の CFO 及び CRO の集まりである CFO Forum 及び CRO Forum と共同で、2020 年 1 月 15 日に先の「報告と開示」の項目を含めた EIOPA からの

³ EIOPA による公表

<https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-consults-on-technical-advice-for-the-2020-review-of-Solvency-II.aspx>

協議ペーパー

https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-BoS-19-465_CP_Opinion_2020_review.pdf

⁴ EIOPA による公表

<https://www.eiopa.europa.eu/content/review-technical-implementation-means-package-solvency-2-supervisory-reporting-and-public>

協議ペーパー

<https://www.eiopa.europa.eu/sites/default/files/publications/consultations/consultation-paper-review-technical-implementation-means-for-the-package-onsolvency2.pdf>

CPに対する意見を提出⁵している。この内容についても、保険年金フォーカス「[EIOPAのソルベンシーIIの2020年レビューに関するCPに対する反応—欧州保険業界団体等からの意見—](#)」(2020.4.27)で報告している。その中で、SFCRについては、以下のように述べている。

(2)SFCR (ソルベンシー財務状況報告書)

- ・業界は、グループSFCRの翻訳要件が撤廃されたことを歓迎する。
- ・新しい監査要件に対する提案に強く反対する。
- ・この協議文書全体に広がっている様々な報告・開示提案の追加は支持しない (VA、LTG 措置に関するリスク管理/開示規定、最良推計及び補外)。
- ・SFCRは、非常に短い単純な保険契約者区分とナラティブのための何らの要件がない公開QRTsデータの単純なデータ抽出のみで構成されるように簡素化すべきである。

EIOPAは、これらのCPに対する利害関係者等からの意見を踏まえて、今後見直しを行っていくことになっており、2020年12月末までに、欧州委員会に見直しに関する助言を提出することになっている。

5—まとめ

今回のレポートでは、作成及び公開4年目となる2019年のSFCRの全体的な状況について報告してきた。

次回以降のレポートで、欧州大手保険グループ各社の2019年のSFCRから一部の項目(長期保証措置と移行措置の適用による影響、内部モデルと標準式の差異等)を抜粋して報告する。

以上

⁵ <https://www.insuranceurope.eu/solvency-ii-review-eiopa-draft-advice-must-focus-far-more-areas-mandated-ec>
<https://www.insuranceurope.eu/sites/default/files/attachments/Response%20to%20consultation%20on%20EIOPA%E2%80%99s%20second%20set%20of%20advice%20to%20EC%20on%20Solvency%20II%20review.pdf>